

感染予防などのため、手話通訳者等が同行できない時に、スマートフォンなどの

「ビデオ通話」機能を使って、遠隔手話通訳を利用する方法

1. 必要になったら…



(例) 新型コロナかも…と思ったら
「高熱が続く」「のどが痛い」など
いつから どんな症状 かを 教えてください。
※ 相談は、FAXでも メールでもOK!!

障がい福祉課に 申請 (連絡) する

「手話通訳者等派遣申請書」を使って申請します。

派遣内容の欄に「遠隔手話通訳」と記入。

※緊急の場合は、申請は事後でも対応します。



障がい福祉課から、派遣決定通知書を送ります

※決定通知書が届くまでの間に、
遠隔手話通訳を行うための準備をして
待機しててください。



2. 「ビデオ通話」機能で手話通訳者と繋がる

- ① スマートフォンやタブレットを持って、医療機関などに行く。
- ② 医療機関などの現場に到着したら、待ち時間の間にスタッフ等と、映像がきちんと映るか、音が出ているか、確認をします。
- ③ 時間があれば、診察室に入る前から繋いで、遠隔対応する手話通訳者に今の状況を伝えるなど 事前に打合せをしてください。
- ④ 診察室に入ったら、相手と自分が写るようにセットしたら利用開始です！
(下のイラストを参考にしてください)



別の場所から
通訳 します



遠隔での手話通訳の利用時に必要なこと

- インターネットに繋がるスマホやタブレットに無料通信アプリ「LINE（ライン）」をダウンロードしておいてください。
- 障がい福祉課を「友だち登録」してください。

繋げる前に準備しておいてほしいこと

- 充電を満タン！それと電源ケーブルを用意！（モバイルバッテリーも持っていけば安心）
- スマホを立てて置く「台」があれば便利！
- 持っていれば
フェイスシールドや透明マスクを準備します

「もしもの時」に持っておこう

- 医師や係の人に、受診するまでの経過や症状などを知ってもらうために「メモ書き」をして、持参しましょう！
- 電波が通じない時を考えて、「サインペンと用紙」を自分で用意しておきましょう！



遠隔による手話通訳等についてのお問合せは

習志野市 健康福祉部 障がい福祉課

FAX：047-451-6851

（聴覚・言語障がい者専用）

TEL：047-453-9206（直通）

Mail/syogaifu@city.narashino.lg.jp

《遠隔手話通訳》

ご利用案内



習志野市 障がい福祉課